

第2次自転車活用推進計画の各措置のフォローアップ

参考資料1

計画記載内容		現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
施策	措置		
1 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。	①地方公共団体における自転車活用推進計画の策定の更なる促進のため、課題を抽出し、必要な支援策を講じる。	・「地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)」(H30.8策定)をウェブサイト等により引き続き周知。自転車ネットワーク計画の策定に関しては、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を令和6年6月に改定。 ・策定済みの地方版自転車活用推進計画について、自転車活用推進本部HPにリンクを掲載。 ・これまで47都道府県248市区町村で地方版自転車活用推進計画を策定済(令和6年度末見込)。 ・令和5年12月に札幌市が自転車活用推進計画を策定し、全ての指定都市が計画策定済み。	・今後、次期自転車活用推進計画(計画期間:令和8年度～)の施策・措置に合わせて「地方版自転車活用推進計画の手引き(案)」を改定するため準備・検討を進める。
	②地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に自転車ネットワーク路線とその整備形態等が明示されるよう、地方公共団体への働きかけを行う。	・地方公共団体による自転車ネットワーク路線とその整備形態等の計画の先進的な事例についてヒアリング調査を実施し内容を整理した。 ・自転車ネットワーク計画の策定状況等について、毎年度、地方公共団体に対して調査を実施。 ・自転車ネットワーク計画の策定等について「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を令和6年6月に改定・公表し、地方公共団体に周知した。	・今後、都道府県単位で自転車ネットワークに係る調整会議等の設置を図り、調整会議等を通じた計画策定の働きかけを行うほか、道路管理者間の相互調整、取組の支援等を行う。
	③地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、地方公共団体に周知する。	・既往の自転車通行空間の整備事例における効果や課題等について「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」で検討を行い、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を令和6年6月に改定・公表し、地方公共団体に周知した。	・引き続き、地方公共団体に対してウェブサイト等を通じて「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を周知し、安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。
2 歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。	①安全で快適な自転車通行空間を創出するため、都市部を中心に全国各所で計画を策定し、当該計画に基づいた整備を推進する。	・東京23区等、都市部を中心とした全国各所において、安全で快適な自転車通行空間の整備のための計画を策定し、当該計画に基づいて整備を推進した。 - 歩行者と分離された自転車通行空間の整備状況(令和6年3月時点(速報値)) 自転車道・自転車専用道路:271km 自転車専用通行帯:634km 車道混在:6,665km	・引き続き、国、都道府県、市区町村の各道路管理者の連携により、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を踏まえ、安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。
	②「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)について、中高生や高齢者等利用者の多様性や、将来に渡る自転車通行空間の使われ方を踏まえて見直しを図る。特に交差点などの特殊部にも着目して記載の充実を図る。	・有識者等による「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」において安全で快適な自転車等利用環境を向上させるための方策について専門的見地から検討を行い、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を令和6年6月に改定・公表した。 ・併せて、ガイドラインの概要説明資料を作成し、HPIに掲載した。	対応終了
	③道路構造令に規定した「自転車通行帯」の設置について、地方公共団体の条例への位置付けを促進する。	・地方公共団体の条例等への「自転車通行帯」の位置づけ等について、毎年度、地方公共団体に対して調査を実施。 ・令和6年12月時点で、47都道府県、19指定市、781市区町村において条例改正済。	・条例等に「自転車通行帯」を位置づけていない地方公共団体に対し、引き続き、条例等への位置づけについて働きかけを行う。

計画記載内容			現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
施策	措置			
		④地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、地方公共団体に周知する。(1-③の再掲)		
		⑤自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用に努める。	・交通の安全と円滑を確保するため、信号機や道路標識をはじめとする交通安全施設等の整備を推進した。 ・令和3年(2021年)度から令和7年度までにおいては、当該期間を計画期間とする「第5次社会資本整備重点計画」に即して、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等の整備を推進した。	・引き続き、「第5次社会資本整備重点計画」に即して、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等の整備を推進する。
		⑥地方公共団体等が保有する自転車通行空間の整備状況や駐輪場の位置等の情報をオープンデータ化して経路検索に活用できる仕組みや、情報通信技術を活用して自転車利用者等からの意見を自転車利用環境の向上に活用する仕組みの構築を図る。	・オープンデータ化について、先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの一部について、ルート情報のデータをHPで公開した。 ・自転車利用者を含む道路利用者等が道路の異状を通報するための仕組みの強化として、従来の音声電話に加えてLINEによる道路緊急ダイヤル(#9910)の運用を令和6年3月に開始した。	・オープンデータ化について、引き続き、先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートのルート情報等の公表を行い、オープンデータの拡充を図る。 ・自転車利用者等の意見について、引き続き、自転車利用環境の向上等への活用を図る。
		⑦短中距離の移動においては自転車の利用を呼びかけるなど、環境保全及びCO ₂ の削減による地球温暖化防止に関する広報啓発を行う。	・国民運動「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の中で提案した、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後の絵姿(=2030年削減目標)実現に向け、公共交通機関や自転車利用の促進について情報発信等を実施した。	・引き続き、「デコ活」の中で提案した絵姿の実現に向け、公共交通機関や自転車利用の促進など、環境負荷の少ない移動を含めた行動変容・ライフスタイル転換を官民連携で後押ししていく。
3	路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。	①自転車通行空間の整備と合わせて、貨物車の荷さばきスペースの確保に向け、路外共同荷さばき駐車場の整備等の取組を促進するほか、適切な官民の役割分担の下、物流事業者や地域の関係者間の連携によるソフト・ハード両面からの路上荷さばき対策を推進する。	・地方公共団体に対して全国駐車場政策担当会議等を通じて、荷さばき駐車場の共用化等の先進事例について周知を図るほか、荷さばき駐車施設の附置義務条例の制定について検討を要請する。また共同住宅への荷さばき駐車施設の附置義務について調査・検討を進めるなど、地域の実情に応じた荷さばき駐車施設の整備を推進した。 ・R3年度に自転車走行空間における路上荷さばき実態の調査を実施した。 ・R4年度、R5年度においては、地方公共団体が実施する路上荷さばき社会実験等を通じ調査した。	・共同住宅への荷さばき駐車施設の附置義務について、調査・検討結果を踏まえて標準駐車場条例を改正して地方公共団体に通知するとともに、引き続き、各種会議等を通じて先進事例の周知、条例制定の検討を要請するなど、地域の実情に応じた荷さばき駐車施設の整備を推進する。 ・引き続き調査結果を踏まえ、適切な官民の役割分担の下、路上荷捌きについての検討を進め、荷捌き対策を推進する。
		②中央帯・植樹帯等の活用等による弾力的な自転車通行空間の確保を図る。	・限られた道路空間において中央帯・植樹帯等の活用による道路空間再配分を行い、自転車通行空間の整備を推進するため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を令和6年6月に改定・公表し、地方公共団体に周知した。	・引き続き、ウェブサイト等を通じて「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を周知し、国、都道府県、市区町村の各道路管理者の連携により、ガイドラインを踏まえた安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。
		③利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を推進する。	・パーキング・メーター等の発給設備のうち、利用率が低いものについては、撤去を検討しており、既存の道路空間の有効活用を推進した。 ・なお、パーキングメーター等の駐車枠数は、令和6年度末時点の前年度末に比べて492枠減少している。	・引き続き、利用率が低く、設置の必要性が十分認められないパーキング・メーター等については、撤去を検討し、既存の道路空間の有効活用を推進する。
		④自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、停車帯の設置又は駐停車禁止の規制の実施を検討する。	・自転車専用通行帯の設置区間では、原則として駐停車禁止規制を実施することとし、周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、駐車需要に応える必要がある場合には、関係機関と連携しながら、自転車の通行空間と車両の駐車空間の双方に配慮した駐停車禁止規制の実施の検討や停車帯の設置に関する働き掛けを行った。	・引き続き、自転車専用通行帯の設置区間では、原則として駐停車禁止規制を実施することとし、関係機関と連携し、駐車需要に応える必要がある場合には、自転車の通行空間と車両の駐車空間の双方に配慮した駐停車禁止規制の実施の検討や停車帯の設置に関する働き掛けを実施する。
		⑤地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直しし、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進する。	・令和6年中における駐車監視員活動ガイドライン(※)の改定数:111署 ※ 各警察署において、駐車監視員が重点的に活動を行う地域・路線等を定めたものの。	・引き続き、地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直しし、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進する。

計画記載内容			現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
施策		措置		
		⑥駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を適切に推進する。	・令和6年中の放置車両確認標章取付件数:77万97件	・引き続き、駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を適切に推進する。
4	公共的な交通であるシェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。	①シェアサイクルの公共的な交通としての在り方や持続可能な事業運営の在り方、サイクルポート設置場所の確保、データの活用等による利便性向上等の観点から、制度運用の考え方や先進的な取組事例等を記載したガイドラインをとりまとめ、地方公共団体へ周知する。	・有識者等による「シェアサイクルの在り方検討委員会」において、シェアサイクルの在り方や普及促進に向けた課題解決等について検討を行い、地方公共団体の実務担当者向けの「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を令和5年9月に策定・公表し、地方公共団体へ周知した。	・引き続き、地方公共団体に対してHP等を通じて「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を周知し、シェアサイクルの普及を図る。
		②面的な交通ネットワークとして生活利便性の向上に資する等、様々な社会的課題に対応するための公共性を有するシェアサイクルの普及を更に促進するため、地域の計画等に基づいて実施されるシェアサイクル事業の持続可能な運営に向けた支援策を講じる。	・シェアサイクル事業の持続可能な運営のため、シェアサイクルの導入促進に係る税制特例措置（ポートの償却資産に係る固定資産税の軽減）を実施した。	・引き続き、シェアサイクルの持続可能な運営のための支援策を講じ、普及を促進する。
		③公共的な交通であるシェアサイクルの利用促進のため、鉄道駅等の周辺においてサイクルポートの設置を推進するとともに、関係機関に対してサイクルポートの案内サイン設置を要請する。	・地方公共団体、民間事業者等に対して全国シェアサイクル会議等を通じて、シェアサイクルと公共交通機関との接続強化に関する先進事例を紹介し、サイクルポート等の設置を推進。	・引き続き、各種会議等を通じて先進事例を周知するとともに、社会資本整備総合交付金等により、シェアサイクル設備の整備を支援し、設置を推進。
		④公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を促進する。	・「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を令和5年9月に策定・公表し、同ガイドラインに自転車ネットワーク計画との連動について記載した。 ・また、自転車ネットワーク計画の策定にあたりシェアサイクルのプロオペータを活用して自転車の主要な動線を把握する方法等について「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」への記載を拡充して令和6年6月に改定・公表した。	・引き続き、ウェブサイト等を通じて「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」や「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を周知し、シェアサイクルと連携した自転車通行空間の整備を促進する。
		⑤地域における災害時のシェアサイクルの活用が進むよう、地方公共団体等への情報提供や助言等の働きかけを行う。	・災害時のシェアサイクルの活用方法等について記載した「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を令和5年9月に策定・公表し、地方公共団体等に周知した。	・引き続き、ウェブサイト等を通じて「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を周知し、災害時におけるシェアサイクルの活用を促進する。
5	地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。	①路外への駐輪場設置を推進するとともに、路上への駐輪場設置の促進を図るため、占用時の幅員等、占用許可基準の運用の見直しを図る。	・社会資本整備総合交付金等により、地域のまちづくり計画等に基づき実施する路外への駐輪場設置を支援し、設置を促進した。 ・「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」(R5.9策定)において、自転車駐車器具を道路の占用により設置する場合の無余地性の基準について記載し、地方公共団体等に周知した。	・引き続き、社会資本整備総合交付金等により、路外への駐輪場設置を支援し、設置を促進。 ・引き続き、ウェブサイト等を通じて「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を周知し、路上への駐輪場の設置を支援する。
		②放置自転車対策等の観点から、自転車と公共交通の結節点となる鉄道駅等の周辺をはじめとした、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備や利用率向上に向けた取組についてとりまとめ、地方公共団体等へ周知する。	・各種会議等により、「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」を周知するとともに、地方公共団体等に対する調査を通じて、自転車駐車施策の課題と今後の考え方や取組事例等をとりまとめて「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」の改訂を進めた。	・引き続き、各種会議等を通じて「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」を周知する。
		③自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項に基づき、鉄道事業者が、鉄道駅の周辺における自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体や道路管理者から協力を求められたときは、用地提供等により、駐車場の設置に積極的に協力するよう鉄道事業者に求めていくとともに、地方公共団体等からの要望に応じ、国としても、地方公共団体等と鉄道事業者との協議に参画し、個別事案の解決に向けた指導・助言を行う。	・鉄道事業者が、地方公共団体や道路管理者から鉄道駅の周辺における自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう協力を求められたときは、用地提供等により、駐車場の設置に積極的に協力するよう鉄道事業者に求めていくとともに、これまで用地提供した背景や提供可能な理由などの分析結果をもとに、地方公共団体等からの要望に応じ、個別事案の解決に向けた指導・助言を実施した。	・引き続き、用地提供した背景や提供可能な理由などを調査し、その分析結果をもとに、地方公共団体等からの要望に応じ、個別事案の解決に向けた指導・助言を実施する。

計画記載内容		現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
施策	措置		
	④多様な自転車の駐輪ニーズに対応するため、業界団体によるサイクルラックに関する技術基準の見直しを進めるとともに、地方公共団体等に対して周知を図る。	・各種会議等により、「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」を周知するとともに、地方公共団体等に対する調査を通じて、多様な自転車等の駐輪ニーズに係る自転車駐車施策の課題と今後の考え方等を取りまとめるとともに、車両に関連する制度の動向やサイクルラックの技術基準の見直し等を反映して「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」の改訂を進めた。	・引き続き、各種会議等を通じて「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」を周知する。
6	シェアサイクルの運営、地方公共団体における自転車活用推進計画策定等の効率化・高度化に向けて、情報通信技術の活用を推進する。	①自転車の利用実態に即した自転車通行空間の計画的な整備等を推進するため、自転車プローブデータの活用による自転車活用推進計画策定等の取組に対する支援の在り方を検討する。 ・地方公共団体の実務担当者向けの「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を令和5年9月に策定・公表し、同ガイドラインに自転車ネットワーク計画との運動について記載した。 ・また、自転車ネットワーク計画の策定にあたりシェアサイクルのプローブデータを活用して自転車の主要な動線を把握する方法等について「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」への記載を拡充して令和6年6月に改定・公表した。	・引き続き、ウェブサイト等を通じて「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」や「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を周知し、自転車プローブデータの活用による自転車活用推進計画策定等の取組を支援する。
	②地方公共団体等が保有する自転車通行空間の整備状況や駐輪場の位置等の情報をオープンデータ化して経路検索に活用できる仕組みや、情報通信技術を活用して自転車利用者等からの意見を自転車利用環境の向上に活用する仕組みの構築を図る。(2-⑥の再掲)		
	③AI等の情報通信技術を活用したシェアサイクルにおける自転車の再配置の最適化の在り方について、民間事業者と連携して検討を進める。	・AI技術の活用等によるシェアサイクルの再配置費用の削減方法や先進事例について記載した「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を令和5年9月に策定・公表し、地方公共団体等に周知した。	・引き続き、ウェブサイト等を通じて「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を周知するとともに、シェアサイクル事業者等と連携して必要な支援策について検討を進める。
	④移動しやすい環境を整備するため、シェアサイクルをはじめとする新しいモビリティサービスのMaaSにおける活用について、事業実施への支援や好事例の横展開等を行う。	・シェアサイクルをはじめとする新しいモビリティサービスを活用したMaaSの取組に支援を行った。	・引き続き、シェアサイクル等のラストワンマイルを担う新しいモビリティサービスも含めた、地域の交通サービスを広域に横断・統合したマルチモーダルかつシームレスな地域交通を実現するためのMaaSの取組を支援する。
	⑤シェアサイクルをはじめとする新しいモビリティサービスについて、他の交通手段との間でのデータの連携や利活用を促進するため、「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」(国土交通省総合政策局公共交通・物流政策審議官部門発出)の更なる周知や調査・検討を行う。	・MaaSから取得可能なモード横断的な利用実績データの活用や、MaaSを活用した交通施策の実施など、サービス面以外も含めた地域一体となったシェアサイクル等のモビリティサービスを含めたMaaSの取組に支援を行った。	・シェアサイクル等のシェアリングサービス間の共有・相互利用するためのシステム・インターフェース等の標準仕様を策定し、MaaSアプリ等の1つのアプリから複数のシェアサイクル等の配車・予約を可能とすることでアクセシビリティ・利便性の向上を図り、MaaSの高度化を促進する。
7	歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。	①地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクト・プラス・ネットワークの取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備、シェアサイクルのサイクルポートの設置等が進むよう、技術的な支援を実施する。 ・各種会議等により、「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」を周知するとともに、地方公共団体等に対する調査を通じて、コンパクト・プラス・ネットワークの取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備、シェアサイクルのサイクルポートの設置等に係る事例や考え方等を取りまとめて「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」の改訂を進めた。 ・地方公共団体、民間事業者等に対して全国シェアサイクル会議等を通じて、シェアサイクルに関する先進事例等の情報提供を実施。 ・自転車ネットワーク計画の策定にあたり都市計画マスタープランやまちづくり計画等との連携について記載した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を令和6年6月に改定・公表し、地方公共団体に周知した。	・引き続き、各種会議等を通じて「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」の周知をするとともに、シェアサイクルに関する先進事例等の情報提供を実施。 ・引き続き、ウェブサイト等を通じて「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を周知し、まちづくりや交通施策と連携した自転車通行空間の整備等の取組を支援する。

計画記載内容		現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
施策	措置		
	②地域を豊かにする人中心の賑わいのある道路空間を構築する取組の一環として、歩行者利便増進道路(ほこみち)等において、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保しつつ、シェアサイクルのサイクルポートの設置を促進することにより、回遊性の確保等による歩行者等の利便性の向上を図るとともに、サイクルポートの設置と合わせた自転車通行空間の整備を促進する。	・「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」(R5.9策定)において、道路占用によりシェアサイクルポートを設置する場合の歩行者利便増進道路制度等を活用した特例、シェアサイクルポートの配置と自転車ネットワーク計画との連動等について記載し、地方公共団体等に周知した。	・引き続き、ウェブサイト等を通じて「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を周知し、賑わいのある道路空間の創出と連携したシェアサイクルのサイクルポートの設置を促進する。
	③道路管理者と都道府県公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施する。	・警察と道路管理者が緊密に連携し、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンブや狭さく等の物理的デバイスとの適切な組合せにより交通の安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、車両の速度抑制対策や通過交通の進入抑制対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良等を推進した。 【実施状況(令和6年3月末時点)】 全国192地区において「ゾーン30プラス」整備計画を策定	・引き続き、地域の実情等に応じ、必要な支援等を実施するとともに、取組事例等をWEBページに掲載するなど、「ゾーン30プラス」を推進する。
	④無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)に基づく無電柱化推進計画を踏まえ、無電柱化に合わせて安全で快適な自転車通行空間の確保が図られるよう、地方公共団体等に対し、地域のニーズに応じた条例の制定や、都道府県無電柱化推進計画及び市町村無電柱化推進計画の策定を推奨し、必要な技術的支援を積極的に行う。	・無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備等について「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」への記載を拡充し、令和6年6月に改定・公表し、地方公共団体等に周知した。	・引き続き、ウェブサイト等を通じて「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を周知し、無電柱化に合わせた自転車通行空間の整備を促進する。
	8	①国際規格に合致した競技施設の整備に対する国としての支援の在り方に関する検討を行う。	・国際規格に合致した競技施設を整備しようとする地方公共団体等からの相談等に応じて、活用可能な支援制度の紹介等の支援を実施。
9	公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、障害者や幅広い年齢層におけるサイクルスポーツの振興を推進する。	・自転車を身近に親しむ取組として、各地域の競輪場や公園等において、ファミリーや子供向けに走行体験や自転車教室など、市民参加のイベントやサイクルスポーツ振興に寄与する取組が実施されている。 ・各地域の競輪場において、自転車競技団体やパラサイクリング競技団体等による大会・合宿利用や、高校の部活での利用が進められ、また、ファミリーや子供向けにバンクの走行体験や自転車教室など、競輪場を活用した市民参加のイベントやサイクルスポーツ振興に寄与する取組が実施されている。	・引き続き、競輪場や公園等を活用した幅広い市民参加の取組を促進する。 ・引き続き競輪場を活用した幅広い市民参加の取組が行われるよう、競輪施行者や関係団体に働きかけを行う。
	②障害の有無にかかわらず、自転車の多様性も踏まえ、誰もが安全に自転車を楽しめるよう、走行環境の在り方等の見直しを図る。	・誰もが安全で快適に自転車を利用できるよう、有識者等による「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」において安全で快適な自転車等利用環境を向上させるための方策について専門的見地から検討を行い、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を令和6年6月に改定・公表した。 ・海外における自転車の利活用方法を調査し、自転車の多様性や走行環境のあり方を検討した。	・引き続き、ウェブサイト等を通じて「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を周知し、歩行者、自転車、自動車が適切に分離した自転車通行空間の整備を推進する。 ・引き続き、国内外における自転車の多様性等を引き続き把握し、必要に応じて走行環境のあり方等を見直す。
	③タンデム自転車について、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には公道走行について検討するよう、既に公道走行を解禁した事例の周知を行うことにより都道府県警察に働きかける。	・タンデム自転車について、各地域の道路交通環境を踏まえ、安全性が確保される場合には、タンデム自転車の乗車人員の制限の見直しについて、所要の検討を行うよう、「第2次自転車活用推進計画の決定について」(令和3年5月28日付け警察庁丁交企発第215号)において都道府県警察に働き掛けたところ、令和5年7月1日現在、47都道府県において道路一般における二人乗りが許可。	対応終了

計画記載内容		現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
施策	措置		
10 国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。	①国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした、「スマート・ライフ・プロジェクト」において、その施策活動の一部として、運動習慣者の割合の増加を達成するため、自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を強化する。	・「スマート・ライフ・プロジェクト」として、webでの広報等を通じて、企業・自治体等が行う適度な運動などの健康寿命の延伸につながる取組を推進した。【参画団体数：12.202団体（令和7年1月末）】	・引き続き、「スマート・ライフ・プロジェクト」を通じ、自転車利用も含めた適度な運動等を通じて、健康づくりに資する普及啓発を推進する。
	②地域におけるスポーツクラブ等において自転車を活用している好事例の情報収集及び情報発信を進めるとともに、これらの取組の他地域への展開を図る。	・地域におけるスポーツクラブや民間企業・団体において自転車を活用している好事例の情報を収集。 ・また、その情報を事例集等に収録することやHPに掲載するなどし、広く発信・展開を進めている。	・引き続き、自転車を活用している好事例の情報収集を行い、広く発信・展開を図ることにより、自転車の活用の普及・促進に努める。
	③自転車通勤をはじめとした自転車利活用による健康増進の効果に関しての科学的知見を収集するなど必要な調査・研究を進めるとともに、当該調査・研究の結果を活用しながら、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を進める。	・厚生労働科学研究にて、自転車利活用による健康増進の効果に関する研究を実施した。 ・「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」や「アクティブガイド2023」を用いて、自転車利用も含めた身体活動・運動を広報啓発を実施した。	・引き続き、「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」や「アクティブガイド2023」を用いて、自転車利用も含めた身体活動・運動を広報啓発する。
11 自転車通勤等を促進するため、広報啓発の強化をはじめ総合的な取組を推進する。	①「自転車通勤導入に関する手引き」（令和元年5月自転車活用推進官民連携協議会作成）について、自転車通勤のニーズの高まり等の実態を踏まえて安全対策等の記載の充実を図るほか、「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト」制度の経済団体等を通じた更なる周知を図る等、自転車活用推進官民連携協議会等を通じて、企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大のための広報啓発を強化する。	・「自転車通勤導入に関する手引き」を令和6年7月に改定・公表し、優良事例の紹介やアンケートの調査結果に基づく自転車通勤制度導入時に検討すべき事項等の記載の充実を図った。 ・「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト」制度について自転車活用推進官民連携協議会等を通じて周知し、令和6年度までに、91の企業又は地方公共団体を「宣言企業」として認定するとともに、特に優れた取組を行った11の企業又は地方公共団体を「優良企業」として認定して取組内容をHP等により情報発信を行った。	・引き続き、自転車活用推進官民連携協議会等を通じて「自転車通勤導入に関する手引き」や「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト」制度を企業・団体に周知し、企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大を図る。
	②企業等による自転車通勤制度の導入を促進するため、自転車で通勤しやすい環境の整備等の取組に対する支援策の具体化を図る。	・「自転車通勤導入に関する手引き」を令和6年7月に改定・公表し、自転車で通勤しやすい環境の整備等に関する優良事例の紹介やアンケートの調査結果に基づく自転車通勤制度導入時に検討すべき事項等の記載の充実を図った。	・引き続き、自転車活用推進官民連携協議会等を通じて「自転車通勤導入に関する手引き」を企業・団体に周知し、自転車で通勤しやすい環境の整備等の取組を支援する。
	③国の機関において、自転車通勤者や庁舎への来訪者のために必要な駐輪場を整備するとともに、シェアサイクル事業者によるサイクルポートの設置に協力する。	・国の庁舎や宿舍等において、行政財産の有効活用の観点から、シェアサイクル事業者等に対する使用許可の実施により、サイクルポート設置を推進した（令和6年度末時点 21箇所・約200台分）。 ・2022年2～3月に合同庁舎3号館に電動アシスト付き公用自転車を5台試行導入し、業務等における自転車活用を推進した。	・国の庁舎等を活用したシェアサイクル事業者等によるサイクルポートの更なる設置に向けて、関係省庁が連携し、行政財産の使用許可に係る取組を推進する。
12 関係者が連携して、自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進する。	①自転車活用推進本部のウェブサイトを活用し、海外に向けた情報発信を行うとともに、地方公共団体等と連携し、自転車に関する国際会議の誘致・開催に向けた検討を進める。	・自転車活用推進本部等のウェブサイトについて、海外に向けた情報発信を行うため、英語のほかドイツ語など6ヶ国語に対応するよう、令和6年度に多言語化を行った。 ・自転車国際会議であるVelo-city2027について、地方公共団体・関係省庁等が連携して愛媛県に誘致し、令和7年1月に開催決定した。	・引き続き、多言語化した自転車活用推進本部のウェブサイト等を活用し、海外に向けた情報発信を行う。
			・Velo-city2027の愛媛県開催に向けた支援のあり方を検討するとともに、引き続き、国際会議の誘致等について検討する。

計画記載内容		現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
施策	措置		
	②国際的なサイクリング大会開催を希望する地方公共団体と連携し、国としての支援の在り方に関する検討を行う。	・「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業（スポーツによる地域の価値向上プロジェクト）」として、「スポーツツーリズム」等を通じ交流人口の拡大により地方創生・まちづくりを推進するため、「日本らしいホスピタリティ」を取り入れた高付加価値コンテンツの創出に向けたモデル的な取組を委託事業として実施した。 ・サイクルスポーツに関するイベントについて、自転車活用推進本部として、後援を実施した。	・「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」として、「スポーツツーリズム」等を通じ交流人口の拡大、地域・経済の活性化により地方創生・まちづくりを推進するため、地域資源を活用した国内外から選ばれるコンテンツの創出に向けたモデル的な取組を委託事業として実施する。 ・引き続きサイクルスポーツに関するイベントについて、自転車活用推進本部として、後援を実施する。
13	官民が連携した走行環境の整備や、サイクルトレインの拡大等によるサイクリストの受入環境の整備等により、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇るサイクリング環境を創出するとともに、国内外へのPR等を行い、サイクルツーリズムを推進する。	①誰もが迷わず安全・快適に走行できる環境整備や自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクリストの受入環境整備、ガイドツアーの質の向上等滞在コンテンツの磨き上げ等による魅力づくり等を支援し、ナショナルサイクルルートをはじめとする世界に誇りうるサイクリングルートの整備を図る。また、これらのサイクリングルートについて、自転車活用推進本部や日本政府観光局（JNTO）のウェブサイトの活用等により情報発信を強化し、国内外のサイクリストの誘客を図る。 ②農道、臨港道路を含む道路、河川等の施設管理者や都道府県警察等による横断的協議機関の設置を促進し、各者の連携による安全で快適な自転車通行空間の整備を推進する。 ③鉄道事業者やバス事業者が実施するサイクルトレイン、サイクルバスの取組事例、方法等を集約し優良なものを選定した上で、ベストプラクティスの共有を行うとともに、自社路線におけるサイクルトレイン、サイクルバスの実施について検討を促す。 ④道の駅のサイクリング拠点化や、鉄道駅、空港、商業施設等におけるサイクリストの受入サービスの充実を図るため、地方公共団体や施設管理者等への働きかけを行う。	・日本政府観光局（JNTO）において、令和4年2月に新設したスポーツ＆アウトドアに関するWEB特設ページにて、サイクリングコース概要や周辺観光スポット等の情報を掲載するとともに、ナショナルサイクルルートを中心に現地ガイドの体験レポート、最良な季節、サイクルステーション等の情報を拡充した上で、同ページへ誘引するオンライン広告を実施した。 ・ナショナルサイクルルートをはじめとするサイクリングルートにおける走行環境や受入環境の整備、情報発信等について、防災・安全交付金や先進的なサイクリング環境整備事業等により支援した。 ・サイクリングルートの情報発信について、自転車活用推進本部等のHPを令和6年度に多言語化したほか、国内外の自転車関連イベントへの出展を通じて情報発信を行った。 ・引き続き、サイクリング整備の整備等について、防災・安全交付金等により支援する。 ・引き続き、関係機関と連携し、多言語化したウェブサイトや国内外のイベントへの出展等を通じて、我が国のサイクルツーリズムの情報発信を行う。 ・引き続き、ウェブサイトや各種説明会等を通じて「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を周知し、各施設管理者の連携による安全で快適な自転車通行空間の整備を推進する。 ・引き続き、サイクルトレインに対する関係者の理解促進・連携強化に資する取組を実施し、地域の実情に応じたサイクルトレインの導入を促進する。 ・引き続き、ウェブサイト等を通じて「サイクルトレイン・サイクルバス導入の手引き」を周知し、サイクルトレイン・サイクルバスの導入・拡大に向けた検討を促進する。 ・引き続き、サイクルツーリズムにおけるゲートウェイ機能の重要性について、各種説明会等を通じて関係機関への働きかけを行う。

計画記載内容			現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
施策	措置			
	⑤サイクルツーリズムを含む体験型・滞在型コンテンツの充実や受入環境整備等、地域の関係者が広域的に連携し、観光客の来訪・滞在促進や心身の健康面を含めた満足度向上に繋がる取組に対し総合的な支援を行い、支援実績の横展開を行う。 ⑥マウンテンバイク愛好家らと森林を有する地域が連携・協働してコース整備や森林の保全管理等を行う取組事例の情報収集及び情報発信を進めるなど、これらの取組の他地域への横展開を図る。	・「地域観光新発見事業」(令和5年度補正予算)において、サイクルツーリズムに関連した観光コンテンツを造成した。 ・「サステナブルな観光コンテンツの高度化モデル事業」において、サステナブルへの関心が高い層へ訴求する観光利用を地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくりを推進、サイクリングを含むコンテンツの高度化に資する取組を支援した。 ・「地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業」において、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となって行う、サイクルツーリズムを含む滞在コンテンツの充実等の取組に対して支援を実施した。 ・「農山漁村振興交付金」における農泊推進型にて、自転車を活用した体験コンテンツの造成等の支援を実施。 ・「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業(スポーツによる地域の価値向上プロジェクト)」として、「スポーツツーリズム」等を通じ交流人口の拡大により地方創生・まちづくりを推進するため、「日本らしいホスピタリティ」を取り入れた高付加価値コンテンツの創出に向けたモデル的な取組を委託事業として実施した。 ・豊かな森林空間を活用して様々な体験プログラムを提供し山村振興を図る「森林サービス産業」の推進の一環として、各「森林サービス産業推進地域」で提供されているマウンテンバイク等のプログラム・施設について広く一般に情報発信するとともに、取組地域の横展開を図るためプログラム開発や施設整備に活用可能な支援策について情報発信した。	・「魅力向上事業」(令和6年度補正予算)において、引き続きサイクルツーリズムを含む観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援を実施する。 ・観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となって行う、サイクルツーリズムを含む滞在コンテンツの充実や受入れ環境整備等の取組に対して引き続き支援する。 ・引き続き「農山漁村振興交付金」における農泊推進型にて、自転車を活用した体験コンテンツの造成等を支援。 ・「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」として、「スポーツツーリズム」等を通じ交流人口の拡大、地域・経済の活性化により地方創生・まちづくりを推進するため、地域資源を活用した国内外から選ばれるコンテンツの創出に向けたモデル的な取組を委託事業として実施する。 ・引き続き、マウンテンバイクを含む「森林サービス産業」を推進する。	
14	自転車に備えるべき安全性に関する品質基準について、国民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進する。	①JIS規格とISOとの整合化作業を進めるとともに、JIS規格をベースとしたSG基準やBAA基準について、JIS規格の改正に応じて順次改正する等、整合性の維持を図る。あわせて、これらの規格等に関し、試買テストの結果を含め、消費者が容易に理解できるような情報提供を行う。 ②消費者が安全に自転車を利用できるよう、自転車に関する消費者事故等の情報を集約・分析するとともに、必要に応じて、独立行政法人国民生活センターによる商品テストを行い、その結果等も活用しつつ、消費者へ自転車の安全な利用に向けた広報啓発等を行う。 ③自転車の積載制限について各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には見直しを検討するよう、都道府県警察に働きかける。	・ISOとの整合化のため自転車に関するJISの主要規格(JIS D 9301など)について改定のための審議を実施した。 ・各マーク(BAA,JIS, SG)の関係性を整理した広報物を関係団体のHPに掲載し、消費者に対する情報提供を実施した。 ・消費者安全法に基づき収集した消費者事故等を定期的に公表するとともに、こうした事故情報等を基に、メールマガジンやSNS等を用いて、複数回、自転車の安全な使い方に関し周知啓発を実施した。また、「電動アシスト自転車」と称し販売された製品について独立行政法人国民センターと連名で注意喚起を実施した(令和5年4月19日)ほか、自転車用ヘルメットの安全性を示すマークについて注意喚起を実施した(令和6年12月12日)。 ・各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には、自転車の積載物の制限の見直しについて、所要の検討を行うよう、「第2次自転車活用推進計画の決定について」(令和3年5月28日付け警察庁丁交企発第215号)において都道府県警察に働き掛けを実施した。	・引き続き各基準の整合化、消費者への情報提供が行われるよう、関係団体に働きかけを実施する。 ・引き続き、幅広く事故情報等を収集・分析するとともに、必要に応じて、独立行政法人国民生活センターと連携し、消費者へ自転車の安全な使い方について周知啓発を実施する。 ・引き続き、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には、自転車の積載物の制限の見直しについて、所要の検討を行うよう、都道府県警察に対して働き掛けを行う。
15	高齢者、障害者等多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及を促進する。	①高齢者等が安全・快適に自転車を利用できるよう、自転車に対する多様なニーズに関し、民間企業等が技術・製品開発等を行うことを支援する。	・競輪・オートレースの売上の一部を用いた機械振興、公益振興のための補助事業において、多様な自転車の開発も支援対象としており、同事業について、関係団体においてテレビ・ラジオ等各種媒体を通じた広報を行うよう連携して進めた。	・引き続き、多様な自転車が開発されるよう、JKA補助事業の普及啓発について関係団体に働きかけを行う。

計画記載内容		現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
施策	措置		
	②障害の有無にかかわらず、自転車の多様性も踏まえ、誰もが安全に自転車を楽しめるよう、走行環境の在り方等の見直しを図る。(9-②の再掲)		
	③タンDEM自転車について、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には公道走行について検討するよう、既に公道走行を解禁した事例の周知を行うことにより都道府県警察に働きかける。(9-③の再掲)		
16	自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。	・令和3年度、令和4年度、令和5年度、令和6年度実施の自転車技士試験について、後援名義の使用の承認を行い、同試験の社会的信用度が向上し、受験者数が増加するよう支援した。	・引き続き、自転車技士試験の受験者が増加するよう後援名義の使用承認等を通じて支援する。
		・令和3年度、令和4年度、令和5年度、令和6年度実施の自転車安全整備技能検定について、警察庁として後援するとともに、職員が技能検定審議会委員及び同試験員に就任するなどの支援を行った。また、自転車の点検整備について、交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進するよう各都道府県警察に対して通達を发出した。	・引き続き、自転車安全整備技能検定への支援を行うとともに、交通安全教育の機会等を活用した広報啓発活動の取組を推進していく。
	②自転車技士及び自転車安全整備士の能力向上と受験者の負担軽減に向けて、受験要件の緩和等について検討するよう働きかける。	・令和2年度に実施した自転車技士試験における受験要件の緩和状況を踏まえ、更なる見直しの要否も含めた受験要件の緩和や実技試験のポイントなど情報提供の充実による技能向上に資する取組等についての検討の働きかけを実施した。	・引き続き、自転車技士の能力向上と受験者の負担軽減に向けた検討の働きかけを実施する。
		・公益財団法人日本交通管理技術協会に対し、施策16措置①、②についての検討依頼文書を发出し、受験要件の緩和等について検討するよう働きかけを行った。	・引き続き、公益財団法人日本交通管理技術協会に対して、自転車安全整備士の能力向上と受験者の負担軽減に向けた検討の働きかけを実施する。
	③身体に合った自転車選びをアドバイスする人材(BAA(※1)アドバイザー、SBAA PLUS認定者(※2)等)を通じ、消費者に対して適切な自転車の購入を支援する。	・身体に合った自転車選びをアドバイスする人材(BAAアドバイザー、SBAA PLUS)の資格試験を行った。 BAAアドバイザー認定者 累計2,733名 SBAA PLUS資格者 累計 936 名 (令和7年1月時点) ・BAAアドバイザー認定者では接客テクニックや自転車に関するトピック等をテーマとしたWeb講座や認定者in籍店における好事例を共有するWeb記事を提供し、販売活動の支援を行った。	・引き続き、消費者が身体に合った自転車を購入できるよう、自転車選びをアドバイスする人材の育成が図られるよう自転車協会に働きかけを行う。
17	国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。	・自転車の交通ルールとマナーの周知を図るため、全国交通安全運動や自転車月間等において、地方公共団体や民間団体等の関係機関・団体と連携し「自転車安全利用五則」を活用するなどして、全ての年齢層の利用者に通行ルール等を周知する取組を推進した。 ・令和6年11月から自転車の酒気帯び運転と携帯電話使用等の罰則が強化されたことについて、関係団体・事業者等に対して広報啓発を働きかけた。	・引き続き、関係機関・団体とも連携し、「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図る。
		②自転車の安全利用について、「全国交通安全運動推進要綱」において運動重点に盛り込む等、国民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努める。	・令和7年春の全国交通安全運動を実施するに当たり、引き続き、自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底について全国重点に盛り込み、自転車の交通ルールの周知徹底を図るとともに、自転車利用者等の安全確保方策の普及啓発を推進する。

計画記載内容		現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
施策	措置		
	③交通事故の被害を軽減するため、地方公共団体等の関係機関・団体と連携の上、交通安全教育や広報啓発等により、幼児・児童から高齢者まで幅広い年齢層に対し、自転車利用時におけるヘルメット着用の促進を図る。	・頭部保護の重要性やヘルメットの被害軽減効果についての理解促進を図るため、ポスター等を作成して都道府県警察や関係機関・団体へ送付するとともに、全国交通安全運動や自転車月間等における広報啓発を促進した。 ・ヘルメット着用率調査を実施し、調査結果を公表するなどにより、令和5年4月から全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化となったことについて国民に周知することで、ヘルメット着用意識の向上を図った。	・令和5年4月から全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化となったことを踏まえ、引き続き、国や地方公共団体が行う様々なイベント等の機会を活用して、通勤・通学時をはじめとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図る。
	④一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。	・自転車運転者講習の適切な運用を図るとともに、交通安全教育等の機会において制度の周知を促進した。 ・令和6年11月から自転車の酒気帯び運転と携帯電話使用等が自転車危険行為に追加され、自転車運転者講習制度の対象となったことについて周知を図った。	・引き続き、一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。
	⑤交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を開催し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上等を図るほか、効果的と認められる交通ボランティア活動の各種取組等について関係機関・団体への周知を図る。	・交通ボランティア等ブロック講習会や交通安全指導者養成講座等において、自転車の安全利用に関する講義や事例発表、意見交換を行うなど、自転車の安全利用に関する交通ボランティア等のスキルアップを図った。また、受講者による活動事例や討議結果の情報共有のほか、全国交通安全運動の実施後には、効果的と認められる交通ボランティア等の各種取組について、各自治体へ横展開を実施した。	・交通ボランティア等ブロック講習会や交通安全指導員養成講座の交通ボランティア等に対する研修会を開催し、「自転車関連事故の現状」「改正道交法を踏まえた自転車の交通ルール」等についての講義を行うほか、研修会や全国交通安全運動を通じ、効果的な各種取組について関係機関・団体への横展開を実施する。
	⑥高齢者の自転車事故を防止しつつ、社会参加の機会を確保するため、自転車イベント等において、シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の高齢者対象の交通安全教室を実施する。	・高齢者が、加齢に伴う身体機能の変化に対応した交通行動について理解を促進するため、自転車シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室の開催等による教育内容の充実を図った。	・引き続き、高齢者の自転車事故を防止しつつ、社会参加の機会を確保するため、関係機関・団体等と連携し、シミュレーター等の教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を実施する。
	⑦自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について地域住民への広報啓発に努める。	・自転車通行空間の整備や春・秋の全国交通安全運動等に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等の広報啓発に努めた。	・引き続き、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について、機会を捉えた広報啓発に努める。
	⑧自転車の交通ルール遵守について、国民の手本となるよう、国及び地方公共団体の所属職員に対して、自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底する。	・道路交通法の改正や自転車安全利用五則の改定を踏まえ、国及び地方公共団体の所属職員に対し、自転車通行ルール等の遵守が徹底されるよう、通知を発出した。	・引き続き、自転車通行ルール等の遵守が徹底されるよう、国及び地方公共団体に対し周知を行う。
	⑨自動車教習所において、道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行するなどの教育を行っていく。	・道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行するなどの教育を行った。	・引き続き道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行するなどの教育を行う。
	⑩高齢者等が安全・快適に自転車を利用できるよう、自転車に対する多様なニーズに関し、民間企業等が技術・製品開発等を行うことを支援する。 (15－①の再掲)		
	⑪自転車が関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、当該地区において重点的に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。	令和6年中の検挙件数：5万1,564件 令和6年中の指導警告件数：133万1,370件	・引き続き、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車利用者の信号無視、通行区分違反(右側通行、歩道通行等)、一時不停止等、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進する。
	⑫関係機関・団体と連携の上、自転車の安全利用の促進を図るため、指導啓発活動を推進するとともに、警察による交通違反に対する指導取締りを進める。	令和6年中の検挙件数：5万1,564件 令和6年中の指導警告件数：133万1,370件	・引き続き、関係機関・団体と連携の上、自転車の安全利用の促進を図るため、指導啓発活動を推進するとともに、警察による交通違反に対する指導取締りを推進する。

計画記載内容			現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
施策	措置			
		⑬自動車運転免許更新時講習において使用する教本の中で、「自転車安全利用五則」の遵守等について紹介するなど、自動車運転者に対する自転車の交通ルールに係る教育を行っていく。 ⑭高齢者講習において使用する教本の中で、自転車乗用中の死者・負傷者数のうち高齢者の占める割合が高くなっていることや「自転車安全利用五則」の遵守等について紹介するなど、高齢運転者に対して自転車の交通ルールの周知を図っていく。また、高齢者に対し、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進する。	・運転免許保有者に受講が義務付けられている更新時講習において使用する教本及び視聴覚教材の中で、「自転車安全利用五則」の遵守、自転車利用時の交通ルール、交通事故実態等について紹介するとともに、講習会場において、自転車利用者向けに作成された自転車の交通ルール・マナーに関するチラシ等を配布するなどして、自動車運転者に対する自転車の交通ルールに係る教育を行った。 ・各都道府県において、高齢者講習の機会を通じて、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における自転車事故を含めた交通事故実態、四輪車及び二輪車事故の特徴、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策等について、教本及び視聴覚教材を活用して分かりやすく教育を実施した。	・引き続き、運転免許保有者に受講が義務付けられている更新時講習において使用する教本及び視聴覚教材の中で、「自転車安全利用五則」の遵守、自転車利用時の交通ルール、交通事故実態等について紹介する。また、講習会場において、自転車利用者向けに作成された自転車の交通ルール・マナーに関するチラシ等を配布するなどして、自動車運転者に対する自転車の交通ルールに係る教育を行う。 ・引き続き、各都道府県において、高齢者講習の機会を通じて、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における自転車事故を含めた交通事故実態、四輪車及び二輪車事故の特徴、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策等について、教本及び視聴覚教材を活用して分かりやすい教育を実施する。
18	自転車を含む交通安全教育を推進するため、教職員に対する研修及び学校等における交通安全教室の開催等を推進する。	①都道府県に対し、交通安全教育の講師となる教職員等へ向けた講習会開催を支援するとともに、指導の参考となる資料を周知する。	・都道府県に対し、交通安全教育の指導者となるべき立場にある教職員等に向けた講習会の開催を支援した。 ・自転車ヘルメット着用の努力義務化等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)等の資料を周知した。 ・自転車の運転中における携帯電話の使用等の禁止等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律(令和6年法律第34号)及び自転車等の安全利用促進に向けた都道府県警察との更なる連携強化について周知した。	・都道府県に対し、交通安全教育の指導者となるべき立場にある教職員等へ向けた講習会の開催を、引き続き支援する。
		②未就学児及び児童生徒の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する効果的な交通安全教育や、保護者への自転車の安全利用に関する意識向上を図る取組の実践方法や事例等を関係機関へ周知する。	・「第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月25日)」等に基づき、都道府県等に対して、警察等の関係機関と連携しながら、効果的な交通安全教育を図るよう呼びかけている。 ・官民が連携して自転車の交通安全教育の更なる充実化を図るため、警察庁を中心とする関係府省庁、自転車関係団体、自転車関係企業、教育関係団体・企業等を構成員とする協議会が設置され、ライフステージに応じた自転車の交通安全教育に係るガイドラインの策定に向けた検討を行っている。	・「第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月25日)」等に基づき、都道府県等に対して、警察等の関係機関と連携しながら、効果的な交通安全教育を図るよう、引き続き呼びかける。 ・官民が連携して自転車の交通安全教育の更なる充実化を図るため、警察庁を中心とする関係府省庁、自転車関係団体、自転車関係企業、教育関係団体・企業等を構成員とする協議会において、ライフステージに応じた自転車の交通安全教育に係るガイドラインの策定に向けた検討を引き続き行う。 ・未就学児及び児童生徒の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する効果的な交通安全教育や、保護者への自転車の安全利用に関する意識向上を図る取組の実践方法や事例等の周知を引き続き実施する。
		③教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を行うよう、関係機関へ周知する。	・自転車の視点による通学路の安全点検の取組について、令和5年度より地域の社会実験の取組支援を行った。	・自転車の視点による通学路の安全点検について、社会実験を含め既存の知見等を整理し、横展開を図る。
19	地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。(実施すべき施策1.の再掲)	①地方公共団体における自転車活用推進計画の策定の更なる促進のため、課題を抽出し、必要な支援策を講じる。(1－①の再掲)		
		②地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に自転車ネットワーク路線とその整備形態等が明示されるよう、地方公共団体への働きかけを行う。(1－②の再掲)		
		③地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、地方公共団体に周知する。(1－③の再掲)		

計画記載内容		現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
施策	措置		
20	歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。(実施すべき施策2. の再掲)		
	①安全で快適な自転車通行空間を創出するため、都市部を中心に全国各所で計画を策定し、当該計画に基づいた整備を推進する。(2-①の再掲)		
	②「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)について、中高生や高齢者等利用者の多様性や、将来に渡る自転車通行空間の使われ方を踏まえて見直しを図る。特に交差点などの特殊部にも着目して記載の充実を図る。(2-②の再掲)		
	③道路構造令に規定した「自転車通行帯」の設置について、地方公共団体の条例への位置付けを促進する。(2-③の再掲)		
	④地域における安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、既往の整備事例における効果の分析や課題の抽出を行い、地方公共団体に周知する。(1-③の再掲)		
	⑤自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用に努める。(2-⑤の再掲)		
	⑥地方公共団体等が保有する自転車通行空間の整備状況や駐輪場の位置等の情報をオープンデータ化して経路検索に活用できる仕組みや、情報通信技術を活用して自転車利用者等からの意見を自転車利用環境の向上に活用する仕組みの構築を図る。(2-⑥の再掲)		
21	危機管理体制の強化、避難行動への活用等、災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心の向上を図る。	・被災状況の把握や住民の避難等の観点から災害時のシェアサイクルの活用方法等について記載した「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を令和5年9月に策定・公表し、地方公共団体等に周知した。	・今後、次期自転車活用推進計画(計画期間:令和8年度～)の施策・措置に合わせて「地方版自転車活用推進計画の手引き(案)」を改定する際に、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用に関する記述を充実する。
	②災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、全国の国道事務所等において自転車を配備し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強化するとともに、地方公共団体においても災害時の自転車の活用が促進されるよう働きかける。	・全国の国道事務所等において自転車を計画的に配備しており、令和4年3月末で133事務所に760台の自転車を配備した。 ・災害時のシェアサイクルの活用方法等について記載した「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を令和5年9月に策定・公表し、地方公共団体等に周知した。	・引き続き、国道事務所における災害時の緊急パトロールへの自転車活用について検討する。 ・引き続き、「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を周知して地方公共団体における災害時の自転車の活用を促進する。
	③地域における災害時のシェアサイクルの活用が進むよう、地方公共団体等への情報提供や助言等の働きかけを行う。(4-⑤の再掲)		
22	都道府県等に対して自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける条例の制定を促進するとともに、利用者等に対して情報提供を強化すること等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。	・自転車損害賠償責任保険等について、標準条例(技術的助言)をウェブサイトに掲載しているほか、毎年度、各都道府県における義務化条例の制定状況を調査して結果をHPに掲載しており、条例を制定した都道府県数は、25(R1末)→44(R6末)に増加した。	・引き続き、各都道府県における義務化条例の制定状況を調査等を行い、条例の制定を促進する。
	②ポスター、チラシ、ウェブサイト等により、国民に対する自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性等に関する情報提供を行う。	・条例により自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付けている地方公共団体や損害保険に係る業界団体等と連携し、ポスターやチラシ、ウェブサイトにより、保険加入の必要性等に関する広報啓発を行った。 ・毎年度、保険の加入状況に関するウェブ調査を行い、調査結果を各種講演会等で情報提供した。	・引き続き、関係機関と連携して、各種媒体により、保険加入の必要性等に関する広報啓発を行う。
	③企業の従業員等の自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、経済団体等を通じた広報啓発等を行う。	・損害保険に係る業界団体等(経済団体等)と連携し、ポスターやチラシ、ウェブサイトにより、保険加入の必要性等に関する広報啓発を行った。	・引き続き、関係機関と連携して、各種媒体により、保険加入の必要性等に関する広報啓発を行う。

計画記載内容			現状またはこれまでの取組等	今後の取組または方針
施策		措置		
		④自転車小売事業者等に対し、自転車購入者に自転車損害賠償責任保険等の加入状況を確認し、加入の必要性等について説明するよう、働きかけを行う。	・毎年度、保険の加入状況に関するウェブ調査を行い、自転車関係の業界団体も参画する自転車活用推進官民連携協議会等において調査結果等について情報提供した。	・引き続き、保険の加入状況を把握し、官民連携により、保険加入の広報啓発等に取り組む。
自転車活用推進法 附則第3条				
自 活 計 画 4 ・ (5)	法の附則第3条第1項に基づく、「自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方」については、自転車利用者の法令違反に対して、指導取締りの徹底を図るほか、平成27年6月から施行された自転車運転者講習制度の運用状況や自転車事故の発生状況、法令違反の内容等も踏まえつつ、違反行為への対応の在り方について、違反の抑止のために実効性のあるものとなるよう、検討を進める。		・令和5年度に「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会」を開催し、自転車に関するより効果的な交通安全教育の在り方、自転車の交通違反に対する効果的な違反処理の在り方、自転車が通行しやすい交通規制の在り方等について、幅広い観点から検討を行い、それぞれの方向性を示した報告書を取りまとめた。 同検討会の結果を踏まえ、自転車への交通反則通告制度の適用、自転車の酒気帯び運転及び携帯電話使用等の罰則強化等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」(令和6年法律第34号)が令和6年5月24日に公布され、自転車への交通反則通告制度の適用については公布の日から2年以内に施行されるほか、自転車の酒気帯び運転及び携帯電話使用等の罰則強化については同年11月1日に施行された。 ・このほか、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車利用者の信号無視、通行区分違反(右側通行、歩道通行等)、一時不停止等、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進するとともに、自転車運転者講習制度の適切な運用と交通安全教育等の機会における同制度の周知を促進した。	・自転車への交通反則通告制度の適用に係る規定の施行に当たっては、取締りの基本的な考え方を、国民にわかりやすい形で整理・公表するとともに、各種広報媒体を活用し十分な周知を行う予定である。 また、官民が連携して自転車の交通安全教育の更なる充実を図るため、自転車関係団体・企業、関係府省庁等を構成員とする「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」を設置し、ライフステージに応じた自転車の交通安全教育に係るガイドラインの策定に向けた検討を行っている。 ・引き続き、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車利用者の信号無視、通行区分違反(右側通行、歩道通行等)、一時不停止等、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進するとともに、一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。